毎週火・金曜日発行

7月11日

移動は、次に掲げる移動とする。

(火曜日)

平成 18 年

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (流通企画室)........ 山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (流通企画室) 山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則 次

目

П

正する規則をここに公布する。 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

Щ

平成十八年七月十一日

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第百二十二号

を改正する規則 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一 部

三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十

第一条の三の次に次の一条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第一条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への

条第八項」に改める。

次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

2 業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反して就業している場合とする。 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就 する職員の勤務場所 に係る就業の場所 その他勤務場所並びにイ及び口に掲げる就業の場所に類するもの 国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第百九十一号)第一条第一項に規定 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 第三条第一項の適用事業

四十一条第一項及び第百六十六条第一項、第百九十六条第三項並びに第二百 おいて準用する同法第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項 八十条の五第六項、第百八十二条第七項、第百九十三条において準用する同法第百 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十二条、第九十二条の二、第百

二 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)第五十二条第一号

地域政策課)

三 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十五条 (同法第百三十二条にお いて準用する場合を含む。

準用する場合を含む。 八条第一項(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第四十二条第一項において 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第九条の二第九項及び第三十

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五十二条第四項

警察法第四十二条第二項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第

3 のであることとする。 条第一項に規定する職員と同視すべき事情にあると認められる職員により行われるも 任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、 同号に掲げる移動が、 単身赴

第八条の三第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十二条第一項中「 (昭和四十二年法律第百二十一号) 」を削る。

繰り上げ、第二十一号を削る。 第十八条中第八号を削り、 第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ

附則第五項中「 (昭和四十二年法律第百二十一号) 第二十九条第六項」を「第二十九

る

附

布する。 災害補償等に関する条例施行規則第一条の四の規定は、平成十八年四月一日から適用す この規則は、 公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則をここに公

平成十八年七月十一日

山口県知事 \equiv 井 関 成

山口県規則第百二十三号

とする。 で定める区域は、 山口県中山間地域振興条例(平成十八年山口県条例第五十一号)第二条第六号の規則 次に掲げる区域(同条第一号から第五号までに掲げる区域を除く。)

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則

楢崎村、内日村、豊西村及び川棚村の区域 下関市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡吉田村並びに豊浦郡豊東村、

| 宇部市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚東村、二俣瀬村及び小野村

山口市のうち昭和二十五年二月一日における吉敷郡鋳銭司村の区域 防府市のうち昭和二十五年二月一日における佐波郡富海村及び右田村の区域

五 下松市のうち昭和二十五年二月一日における都濃郡米川村の区域

山

六 光市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡大和村及び周防村の区域

七 都濃郡須々万村、中須村、須金村、 山陽小野田市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚狭町及び埴生町の区 周南市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡三丘村、高水村及び八代村、 向道村及び長穂村並びに佐波郡和田村の区域

及び城南村の区域 熊毛郡田布施町のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡麻里府村、 田布施町

この規則は、公布の日から施行する。

山口県規則第百二十四号

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山口県卸売市場条例施行規則(昭和四十七年山口県規則第三十六号)の一部を次のよ

第六条の見出し中「営業」を「事業」に改め、 同条第一項中「営業譲渡譲受認可申請

書」を「事業譲渡譲受認可申請書」に改める。 に、「資本又は出資の額変更届」を「資本金又は出資の額変更届」 第十四条第二項及び第二十二条第三項中「当該届出が資本」を「当該届出が資本金」 に改める。

別記第一号様式、 資 K M ᆰ EE 阎 別記第三号様式及び別記第三号様式の一 9 盤 を 資 K 金叉 , ⊶ ⊞ 適の 盤 に改める

回業の」を「**無業の」に改める**。 別記第七号様式中「営業職海議母認引申請書」 や「事業譲渡譲受認可申請書」 ۱Ć

別記第八号様式中-資本又は出資の額」 を「 資本金又は出資の額 に改める。

別記第十七号樣式中 資本又は出資の額変更届」 役 員変更届」 をっ 資本金又は出資の額_変更届」 役

に 「資本又は出資の額を 役 員を」 を_ 資本金又は出資の額を 役 員を」 に

資本又は出資の 額 役 員 を

資本金又は出資 の額 役 に改める。

別記第十九号様式中 資 K M ᆰ Œ 資 9 寍

を

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事

= 井 関 成

報

める。

貿

K

宗 M 97

Œ 貿

9

盤

に改める。

別記第二十号様式中 資 K M 94 Œ 資 9 誻

を

資本金又は出資の額

に

改

資本又は出資の額に 役員の氏名に」

を「

· 資本金又は出資の額に 役員の氏名に」

別記第二十四号様式 (その一)中「卟脒」 を「事業」

に改め、

同様式 (その二)中

資本又は出資の額 を 資本金又は出資の 額 に改める。

この規則は、

公布の日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事

=井 関

成

山口県規則第百二十五号

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

П

ように改正する。 下関漁港地方卸売市場条例施行規則 (昭和四十八年山口県規則第七号)の一部を次の

金又は出資の額変更届」に改める。 第七条第二項中「、資本」を「、資本金」に、「資本又は出資の額変更届」 を「資本

申請書」を「事業譲渡譲受承認申請書」に改める。 第七条の二の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「営業譲渡譲受承認

第十条第四項第四号中「営業」を「事業」に改める。

別記第四号様式中 阎

本又は出資の額

を

資本金又は出資の額

に改める。

別記第七号様式中 資本又は出資の額変更届」 役 員変更届」 を「 資本金又は出資の額 役 員 ĺĆ

資本金又は出資の 額

に改め、 同様式の添付書類1中「脳母」 を「脳母胎」に改め

ľĆ 資本又は出資の額

を

ಕ್ಕ

に、「凾業の」を「刪業の」に改める。 別記第七号様式の二中「営業譲渡譲受承認申請書」を「事業譲渡譲受承認申請書」

別記第七号様式の三中

資本又は出資 の額

を_ 資本金又は出 資の額

に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

平成十八年七月十一日発行平成十八年七月十一日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)